

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年11月28日（平成28年（行情）諮問第696号）

答申日：平成29年5月16日（平成29年度（行情）答申第55号）

事件名：特定日付け公印管理簿（情報公開室関係分が記載されたページ）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年10月17日付け国広情第265号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 「公印管理簿」の開示で、非常勤職員等の方の「押印者名」は、非開示になっています。

イ 公印押印は文書の真正を担保するものです。この大切な、公務遂行を非開示は納得できません。

ウ また、情報公開室のご担当は『9月9日金曜日に押印したが、発送が当日の9月9日中に投函できなかった。』と電話で話されていました。

エ 今回、開示された、公印押印簿は、9月9日付けの公文書に9月12日の3日後に、大臣印を押印したことであります。

オ この遡り、文書に非常勤職員等の方が持ち込んで、官房総務課の文書担当の方は、押印を認めるのでしょうか。疑問です。

カ 今回開示された、この公印押印簿コピーは、9月9日、9月12日は真正でしょうか。

##### （2）意見書

審査請求人から平成28年12月28日付け（平成29年1月5日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

#### 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書に記載された非常勤職員等の氏名が不開示となっていることについて取消しを求めていることから、原処分の妥当性について、以下のとおり検討する。

##### (1) 法5条1号該当性について

本件対象文書の押印者名欄には、各公文書に押印した職員等の氏名が記載されているが、当該氏名は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。一部の職員名を不開示としたことについて、同号ただし書該当性について検討すると、不開示とした部分に記載された職員は、常勤職員の職務を補助する業務に従事する非常勤の臨時職員等であり、公務員の氏名の公表慣行に係る「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）は適用されず、当該部分は法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。したがって、当該職員の氏名は、法5条1号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

##### (2) 文書特定について

なお、審査請求人は、本件対象文書の特定について不服を申し立てているようにも思えるため、諮問庁として、再度本件対象文書を確認したが、当該文書は真正な平成28年9月9日・12日付け公印管理簿であった。

##### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

#### 3 結論

以上のことから、本件対象文書を特定したうえで、法5条1号に該当す

る部分を不開示として一部開示決定した原処分は妥当であるとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 審議
- ④ 平成29年1月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年4月10日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書を含む5文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を含む4文書を特定した上で、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定したことの妥当性を争うとともに、本件対象文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

これに対し諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定について、改めて確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人の主張する平成28年9月9日付けの公文書の決裁は、同日（金）の業務時間終了後に完了したものであり、業務時間外での大臣印の押印はできないため、翌業務日である同月12日（月）の午前中に押印したものである。そのため、当該公文書の日付は同月9日だが、公印管理簿では、大臣印の押印は同月12日となっている。

イ 大臣印を押印する者について、公務員でなくてはならない等の規定はなく、大臣印を押印するには、決裁文書に大臣官房総務課文書係の押印が必要なため、これにより、公印押印及び当該公文書の真正は担保される。

ウ 公印管理簿は、大臣官房総務課文書係において管理しており、1冊しかなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書はない。

エ 念のため、処分庁に対し、本件対象文書の外に本件請求文書に該当すると思われる文書の存否について、執務室、書庫、倉庫等を対象として探索させたが、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できな

かった。

- (2) 本件対象文書の内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、国土交通省の各部局における決裁が完了し、公文書を発出する際の押印状況を把握・管理するため大臣官房総務課に備えてある公印管理簿であり、①月日欄、②主務局課名欄、③起案番号欄、④件名欄、⑤押印数欄及び⑥押印者名欄で構成されている。

このうち、原処分において①欄ないし⑤欄については全て開示されており、本件不開示部分は、⑥欄に記載されている職員の氏のうち、一部の職員の氏であることが認められる。

- (2) 不開示とされている各職員の氏については、各々法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書口及びハに該当する事情は認められない。

また、諮問庁の説明によると、本件不開示部分に記載されている氏は、補助的業務に従事する非常勤職員等の氏であるとのことであるから、公務員の氏名の公表慣行に係る「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）は適用されず、法5条1号ただし書イに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該職員の氏は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該職員の氏は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

官房総務課保管の大臣印の押印の控え台帳の内，情報公開室関係分，平成  
28年9月9日・12日分

### 2 本件対象文書

平成28年9月9日・12日付公印管理簿（情報公開室関係分が記載され  
たページのみ。）